

議案第43号

北名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

北名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年5月18日提出

北名古屋市長 長瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条文の整備をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。